

第2次豊後高田市総合計画（改訂版）

第2部

基本構想

（5か年間のまちづくりの構想）

<目次>

第1章	まちの将来像.....	62
第2章	将来推計人口と土地利用の方針	65
1.	将来推計人口.....	65
2.	土地利用の方針.....	67
第3章	まちづくりの基本目標	69
1.	誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちをつくります	70
2.	地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります	71
3.	将来（あす）につながる、活力あふれるまちをつくります	72
4.	人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります	73
第4章	施策の大綱.....	74
1.	誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちをつくります	74
2.	地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります	80
3.	将来（あす）につながる、活力あふれるまちをつくります	85
4.	人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります	89

千年のロマンと自然が奏でる交流と文化のまち

本市には、千年の歴史が息づく神仏習合の地として、奈良時代から平安時代にかけて開花した六郷満山文化が今も色濃く伝えられ、国宝「富貴寺大堂」をはじめ、貴重な文化財が各所に点在しています。山里では、希少な景観として国の重要文化的景観¹に選定され、世界農業遺産²認定の核となった「田染荘小崎」に代表される、日本の原風景ともいえる美しい田園風景が広がり、そこには、古来より続く農の営みが溶け込んでいます。

周防灘に面した穏やかな海は、豊かな漁場としての恩恵を人々に与え続け、その海岸線は「夕陽の絶景・真玉海岸」「花とアートの岬・長崎鼻」など、訪れる人を魅了する素晴らしい景観を形成しています。

中心市街地のまちなみも、古き良き時代の面影が残る「豊後高田昭和の町」として、訪れる人々にノスタルジー³を感じさせています。

「昭和の町」から「真玉海岸」「長崎鼻」までを結ぶ周防灘に沿った国道213号沿線には、縁結びの神様として知られる「粟嶋社」をはじめ恋愛成就のスポットがたくさん点在し、恋が叶う道「恋叶（こいかな）ロード」として、多くの人々が訪れています。

このように、千年の時を越えて受け継がれてきた自然・歴史文化は、本市の財産であり、これからも、変わることのない貴重な背景です。その空間は、どこか懐かしく温かい「日本のふるさと」として多くの人々に真の「いやし」と「やすらぎ」を与えてくれます。

本市では、先人から受け継いだ素晴らしい貴重な自然・歴史文化を背景に、これまで、それぞれの魅力ある「山・里・海・街・温泉・食」といった豊富な地域資源を最大限に活用し、様々な地域活性化施策を、市民と行政が一体となって進めてきました。

農林水産業では、本市の豊かな自然風土を活かした施策を展開し、農林水産物を活用した農商工連携⁴、6次産業化を推進してきました。

¹ 重要文化的景観：日本の景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、都道府県または市町村が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして文化財保護法第134条第1項の規定に基づき国（文部科学大臣）が選定した文化財。

² 世界農業遺産：国際連合食糧農業機関（FAO）が平成14年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム（林業及び水産業を含む。）を認定し、その保全と持続的な活用を図るもの。

³ ノスタルジー：「望郷」「郷愁」という意味で、故郷を懐かしむ気持ち、また、過ぎ去った時代を懐かしむ気持ちのこと。

近年では、大分北部中核工業団地を中心に企業進出も相次ぎ、新たな雇用の場も創出され、工業のまちとしても発展を続けています。

このような「魅力的なまち」としてのポテンシャル⁵を持つ本市の活力維持のため、平成 23 年度からは、直接的に人口増に結びつく施策を、市を挙げて取り組んでいます。

従来から力を入れている「学びの 21 世紀塾」をはじめとする「教育のまちづくり」や、子育て満足度日本一を目指す大分県にあって、県内トップクラスの充実した「子育て支援」など、より子どもを産み育てやすい環境づくりを進めています。

そして、企業誘致による新たな雇用の場づくりや、子育て中の女性や定年退職後の高齢者、外国人など多様な就労支援などにも取り組んでいます。

さらに、移住を希望する方々の多様なニーズに応えるため、きめ細やかな移住支援や、若い方々でもマイホームが持てる住環境づくりとして、低廉で良質な定住促進住宅団地の整備なども進めてきました。

このように市を挙げて、市民一人ひとりが住みやすいまちづくりを進めてきたことにより、少しずつではありますが実を結び、市全域が過疎地域という不利な環境にありながらも、平成 26 年から 6 年連続で転入者数が転出者数を上回る「社会増」の達成という目に見える効果となって現れています。

しかし、依然として死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況が続いており、全体の人口は長きにわたり減少が続いています。この人口減少に併せて少子高齢化の進展も深刻な状況にあります。この状況が続けば、地域活力が低下し、地域コミュニティ⁶の維持が困難になるなど、様々な問題がこれまで以上に出てくるのが危惧されます。

一方で、令和元年 8 月の前線に伴う大雨⁷や平成 30 年西日本豪雨⁸など頻発化する集中豪雨や発生確率が高まっているとされる南海トラフ地震⁹など自然災害の危機が高まっています。

⁴ 農工商連携：中小企業者と農林漁業者が連携し、相互の経営資源を活用して、新商品や新サービスを生む取り組みのこと。

⁵ ポテンシャル：潜在能力、可能性。

⁶ 地域コミュニティ：自治会をはじめとした日常の生活圏域の中で形成される地域社会のこと。

⁷ 令和元年 8 月の前線に伴う大雨：令和元年 8 月 27 日から佐賀県と福岡県、長崎県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨

⁸ 平成 30 年西日本豪雨：平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方を含む全国的に広い範囲で記録された、台風 7 号及び梅雨前線等の影響による集中豪雨

加えて、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された中長期を見通した持続可能なまちづくりに向けた持続可能な開発目標（SDGs）の達成への寄与も求められています。

本市が将来にわたり住みやすいまちとして存続するためには、これまで先人から受け継いできた自然・歴史文化を守り、さらに活力あるまちにしていかなければなりません。

そのために、人と人との交流から生まれる絆と賑わいがあふれるまち、誰もが住みなれた地域で、いきいきと主体的に活躍し、防災性の高い環境の中で安全・安心に暮らす、そして、次世代を担う若者が住み続けられるまちづくりが求められます。さらに、それは持続的に発展できるまちづくりであることも求められます。

本市ならではの自然・歴史文化などのポテンシャルを最大限に活かしながら、それを内外に情報発信し、多種多様な交流を広げ、新しい結びつきで、これまで以上に地域を磨き上げることで、「千年のロマンと自然が奏でる交流と文化のまち」の実現を目指していきます。

⁹ 南海トラフ地震：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域「南海トラフ」で発生する地震

第2章 将来推計人口と土地利用の方針

1. 将来推計人口

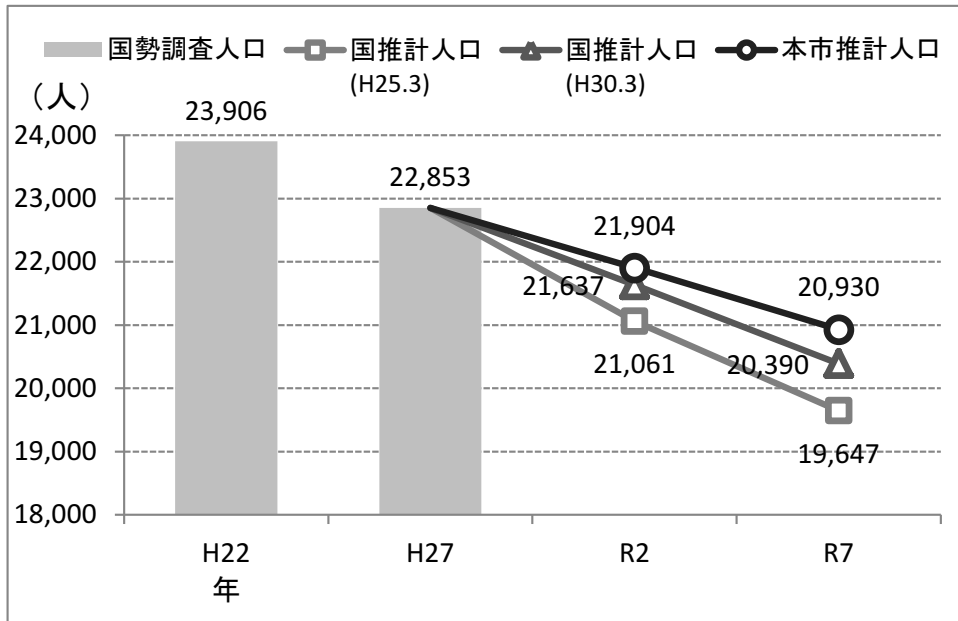
全国的に人口減少社会を迎える中、本市においても合併後の平成 17 年国勢調査での 25,114 人から、平成 22 年には 23,906 人、平成 27 年には 22,853 人と減少傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の平成 25 年 3 月時点の推計では、令和 7 年には 19,647 人にまで減少することが見込まれていました。

しかし、本市では、これまでも国や他の自治体に先駆け、地域における人口減少と高齢化という課題に対し危機感を持ち、様々な施策を講じてきました。移住支援施策に加え、妊娠・出産から子育て・教育までの切れ目ない支援の充実、住環境整備などの様々な定住促進施策の取組みにより、平成 26 年から 6 年連続で転入者数が転出者数を上回る「社会増」を達成するなど、その効果が現れはじめており、国立社会保障・人口問題研究所の平成 30 年 3 月時点の推計では令和 7 年は 20,390 人と、前回の推計と比べ減少幅が改善されています。

今後も、誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる安全・安心なまちづくりを進めるとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりや市民総ぐるみの健康なまちづくりを推進します。また、時代の変化に対応した商工業や農林水産業の振興、きめ細やかな就労支援を進めていきます。さらには、滞在型・着地型観光の推進や、様々なニーズに対応したきめ細やかな定住支援、魅力的な住環境づくりを進め、都市部からの人の流れをつくるなど、様々な施策を展開していきます。

平成 27 年に策定した本市の人口ビジョンに基づき、これらの施策を展開し目標が達成された場合に推計できる将来推計人口は、令和 7 年で 20,930 人となり、これは、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口 20,390 人と比較した場合、減少幅が大幅に緩和することになります。

【将来推計人口】

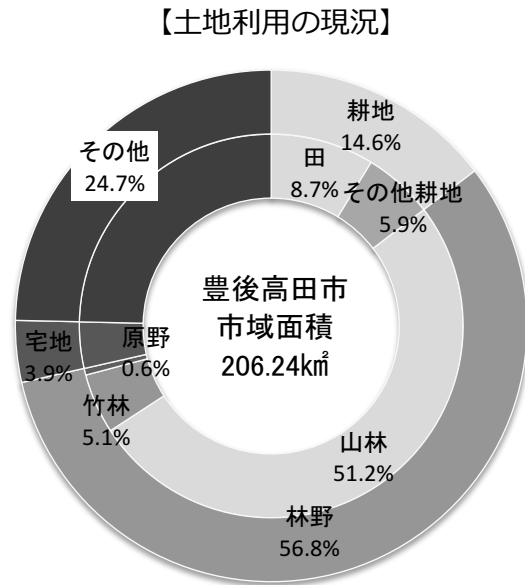


出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」
 「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」、総務省「国勢調査」等により作成

2. 土地利用の方針

本市の総面積は 206.24 k㎡で、平成 30 年現在の土地利用の状況は、林野が 56.8%、耕地が 14.6%、宅地が 3.9% となっています。

今後の土地利用にあたっては、本市の恵まれた自然環境、大切に守られてきた歴史的環境、地域の住環境との調和に十分配慮しつつ、産業の発展なども実現するために、総合的かつ計画的に実施していきます。都市計画マスタープラン等各種土地利用の方針についても、本方針に沿って進めていきます。



出所：大分県「平成 30 年版大分県統計年鑑」

① 農地

農地が持つ多面的機能を維持するため、自然環境や景観との調和に配慮しつつ、生産性の向上や地域ブランドの確立に努め、農地の流動化対策や生産体制の確立と合わせた基盤整備などにより、優良農地の保全を図ります。また、農業後継者の育成や U I J ターン¹⁰などによる新規就農の促進により、農業後継者が定着できる条件整備を進め、荒廃地をつくらない対策に努めます。

② 森林

森林は、国土の保全、水源のかん養¹¹、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給など多面的機能発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っています。これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要であることから、周辺の土地利用との調和を図りつつ、森林の適正な整備及び保全に努めます。

¹⁰ U I J ターン：もともと都市部に居住していた人が地方部に定住することを I ターン、地方部に居住していた人で、就職などにより都市部に定住した人が、別の地方部に定住することを J ターン、元の地方部に戻って定住することを U ターンという。

¹¹ 水源のかん養：森林の土壌が、降水を貯蓄し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させること。

③ 水面・河川・水路

自然災害から市民の生命財産を守るために、河川及び池沼の安全性の確保に努めます。水面・河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全に配慮しながら、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境の維持・向上に努めます。

④ 道路

道路は、生活・産業・観光などの多様な交通需要に対応していることから、安全性・利便性・快適性の確保と環境保全などに配慮し、道路整備に必要な用地の計画的な確保に努めます。

⑤ 住宅地

住宅地については、定住促進施策を図るため、地域の特性に配慮した優良な住環境整備を図ります。このため、既存の住宅用地のほか、施設の統廃合などで活用されなくなった公有地の有効活用に努めます。

⑥ 工業用地

工業用地については、経済の自立的発展と雇用機会の増大を図るため、引き続き既存工業団地への企業誘致を図るとともに、地場企業の増設の支援や工業用地などの確保と有効活用に努めます。

⑦ 海岸・沿岸地域

海岸及び沿岸地域は、遠浅の海岸、リアス式海岸や干拓地など、多様な姿があります。水産業や海上交通、レクリエーションなどの利用への期待に応えるため、自然的特性、地域特性を踏まえ海域と陸域との一体性に配慮し、長期的視点に立った総合的な利用に努めます。

⑧ 都市構造

人口減少及び少子高齢化が深刻化する中で地域の活力を維持し、持続可能な都市経営をしていくために、医療・福祉施設、商業施設や住居等がコンパクトにまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通ネットワークによりこれらの施設等にアクセスできるまちづくりを進めます。併せて、中心部以外の地域においても住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の視点を踏まえ、暮らしやすいまちづくりに努めます。

第3章 まちづくりの基本目標

まちの将来像に基づき、本市が今後5年間を見据えて実際に取り組むべき基本目標として、次の4つを掲げます。

1. 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちをつくります

2. 地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります

3. 将来（あす）につながる、活力あふれるまちをつくります

4. 人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります

1. 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちをつくります

「安全・安心・快適」な暮らしを実現し、守りたい、それはすべての市民の願いです。この願いを現実に支えている要素は、市民生活を支える道路・上下水道などの社会インフラ、山・海・川などの自然といった有形のものから、人と人とのつながり、医療、福祉、防災などの公共サービスといった無形のものまで様々です。

また、近年急速に発達した情報化社会では、誰でも使うことのできるインターネット環境が整備されていることも、重要な要素となります。

今、人口減少社会を迎え、少子高齢化の進展という大きな流れの中で、これまで人と人のつながりで支えてきた地域コミュニティの維持が困難になっています。また、老朽化が進む社会インフラの維持・更新の必要性が高まる一方で、市の財政状況は、今後一層厳しさを増していくことが危惧されます。これらの問題はすぐに解決できるものではありませんが、将来にわたって、「安全・安心・快適」な暮らしが実現できるようにするには、問題を直視し、粘り強く各種施策を展開していくことが、何よりも重要です。

以上の観点から、本市では、地域コミュニティ形成や生活支援の推進をはじめ、誰もが自分らしく活躍できる持続的な基盤整備など、人と人の絆で結ぶ心通う地域づくりを推進します。また、防災・防犯などの安全な地域づくりのためのネットワーク構築を進めるとともに、リサイクルや再生可能エネルギー¹²・省エネルギー¹³などの自然環境保全の取組みを推進し、人と自然にやさしく、暮らしやすい空間づくりを行います。そして、市民サービスのより一層の充実を図るため、効率的な業務の遂行と財政基盤の確立を図り、市民の「安全・安心・快適」な暮らしを守る取組みを総合的に推進します。

基本施策

- 人と人の絆で結ぶ心通う地域づくり
- 命と暮らしを守るネットワークの構築
- 人と自然の共生
- 行政機能の充実

¹²再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。

¹³省エネルギー：石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

2. 地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります

産業やコミュニティ¹⁴を支える担い手となり、地域活力の原動力になるのは「人」です。市民一人ひとりが本市を支える大切な「人」であり、そのため、地域全体で次代を担う「人」を育てていくことが重要となってきます。また、本市を支える市民が、いきいきと主体的に活躍し、いつまでも健康で楽しく長生きすることが大切であり、その環境づくりが求められます。

そして、本市には千年の時を越えて受け継がれてきた「山・里・海」の自然と歴史文化という他の地域にはない、本市固有の財産がたくさんあります。これらは、そこで生活する人々、訪れる人々の心を豊かにし、本市ならではの誇りとなって、子どもから大人、そして高齢者に至る人々の心を支えています。これらを将来の世代に残し、伝えていくこともわたしたちの重要な役割です。

人口減少社会を迎え、また少子高齢化が進展する中で、今、まさに「地域を支える人を育み、人にやさしいまち」を構築していくことが必要不可欠となっています。

以上の観点から、次代を担う子どもを社会全体で育む環境の整備や、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進など、本市を支え、未来を拓く子どもを産み育てやすい環境づくりを、これまで以上に進めていきます。

「教育のまち豊後高田」と評価される教育施策では、引き続き、知・徳・体を総合的に育む学校教育の推進を図るとともに、地域力を活かした学校づくりの推進など、地域全体で、夢を描き実現できる“ぶんどたかだっ子”の育成を目指します。

また、市民総ぐるみの健康なまちづくりの推進を目指すとともに、心を育む歴史・文化遺産の活用など、子どもから高齢者まで、すべての世代の人々が、本市の自然・歴史文化の中で、心豊かに暮らしていくための取組みを推進します。

基本施策

- 子どもを産み育てやすい環境づくり
- 夢を描き実現できる“ぶんどたかだっ子”の育成
- 市民総ぐるみの健康なまちづくりの推進
- 生涯学習の推進
- 文化遺産の継承と芸術文化活動の推進

¹⁴ コミュニティ：地域社会。家族、村落・都市・地方などの人間の共同生活の諸領域。

3. 将来（あす）につながる、活力あふれるまちをつくります

本市では、地域経済の活性化を実現するための産業振興を、まちづくりの基盤と考え、積極的な取組みを進めています。

仕事をつくり、その仕事から生み出される付加価値の向上により、産業を活性化させ、将来（あす）につながる、活力あふれるまちの構築が求められています。

以上の観点から、時代の変化に対応した商工業・農林水産業の振興を図ります。

地域の特性を活かした商業振興では、「昭和の町」のブランド力強化を図り、さらなる商業と観光の一体的振興を図ります。また、市内各地に点在する魅力的な観光資源の磨き上げとネットワーク化や、周辺自治体との広域連携推進による海外からのインバウンド誘客促進など、交流人口の増加と消費機会・消費単価の増加などを目指します。

工業振興については、大分北部中核工業団地を核に、積極的な企業誘致や立地企業の設備投資促進による雇用機会の増加に取り組み、さらに地場企業には、商工会議所、商工会と連携した伴走型支援を行うとともに、農商工連携支援・インターネットを活用した新分野への参入など、ビジネスチャンスをつかえる取組みを積極的に支援します。

本市の基幹産業である農林水産業については、これまで市を挙げて支援してきた特産品目（豊後高田そば、豊後・米仕上牛、落花生など）や基幹品目（白ねぎ、花き、イチゴなど）、岬ガザミなどのさらなる生産拡大・ブランド化・6次産業化¹⁵を進めるとともに、福岡をはじめとした都市部での販路拡大の支援など、生産から販売に至る一貫した流れを全面的に支援していきます。

また、新たな就業・雇用の場の創出として、女性や高齢者、障がい者、大学卒業者などに対する多様な働く場の創出や、求人企業と求職者のマッチングの促進など、重層的な就業支援を行います。加えて、Uターン就業の促進や外国人技能実習生の受入支援など多面的な就業者の確保対策を行います。特に農林水産業では、農業後継者、新規就農者、企業参入の促進など、担い手の育成と確保を図っていきます。

基本施策

- 商工業の振興
- 農林水産業の振興
- 新たな就業・雇用の場の創出

¹⁵ 6次産業化：第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスを行うなど、第2次産業や第3次産業まで取り組むこと。

4. 人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります

地域の将来を築いていくためには、その地域が、いかに「人に愛される」地域であるか、また「人を魅了する」地域であるかが問われています。本市においても、他の地域とは異なる本市ならではの魅力、地域資源をさらに活かし、住んでいる人が誇りや愛着を持ち、訪れる人に感動を与えられる「個性豊かなまち」をつくることが求められます。

本市では、平成 23 年度から移住・定住の促進に重点的に取り組んでおり、多くの移住者に選ばれています。今後も本市の PR 強化を図るとともに、ニーズを捉えた多種多様できめ細やかな移住・定住施策を充実させ、直接的な人口増を目指します。

また、訪れる人を魅了する地域づくりも推進しており、千年の歴史を今に伝える神仏習合の「六郷満山文化」、国の重要文化的景観に選定された「田染荘小崎の農村景観」と地域特有の文化・伝統を活かした「心いやす郷づくり」、昭和 30 年代のまちなみを再現し商店街再生のモデルとなっている「昭和の町」、花とアートの岬「長崎鼻」をはじめ国道 213 号沿線にあるロマンティックなスポットを活かした「恋叶ロード」など、地域資源を活かしたオリジナリティあふれた取組みを市民との協働で進めており、今後も観光コンテンツの充実を図っていきます。

このように、様々なニーズに対応したきめ細やかな移住・定住施策、都市部では味わえない夢を持って暮らせる心豊かな「心いやす郷づくり」、本市ならではの「山・里・海・街・温泉・食」など、豊かな自然景観や観光資源を活かした観光・ツーリズムの振興を推進することで、観光客をはじめとした来訪者（交流人口）を呼び込み、リピーターや移住体験者（関係人口¹⁶）を増やし、さらなる移住・定住（定住人口）の増加を目指します。

基本施策

- 移住・定住の促進
- 心いやす郷づくり
- 観光・ツーリズムの振興

¹⁶関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

第4章 施策の大綱

1. 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちをつくります

1-1 人と人の絆で結ぶ心通う地域づくり

本市の各地域は、従前より人と人の緊密なつながりが集落単位の活動を支え、活力を維持してきました。しかし、人口減少社会を迎え、少子高齢化が進展する中で、このつながりを維持することが困難となり、地域コミュニティが主体となって維持してきた集落機能の著しい低下が危惧されます。特に周辺部ではその流れが顕著となっています。

本市の魅力である豊かな自然・歴史文化、美しい里山の景観、そして市民生活を守っていくためには、地域コミュニティの活性化や地域活動の主体となる高齢者の方々の活躍が不可欠です。本市では地域コミュニティの維持・活性化、高齢者を支える地域包括ケアシステム¹⁷の構築などを進め、心通う地域づくりを総合的に推進します。

施策方針

(1) 自治会・集落の機能維持と活性化支援

- 地域コミュニティの維持・活性化には、そのコミュニティを構成する市民の役割が重要です。特に人口減少社会では、市民一人ひとりの活動がとても重要になってきます。そのため、市民が主体的に地域づくりに参加できるような環境をつくり、その活動を支援します。
- 集落の抱える課題を解決するためのネットワークコミュニティ¹⁸の構築を推進します。また、高齢者等の買い物支援や、お互いを支えあう見守り・声かけ活動など住み慣れた地域で暮らしていくための環境整備を推進します。
- 地域と地域を結ぶ公共交通手段の確保などにより、地域の生活利便性の維持に努めます。

¹⁷地域包括ケアシステム：高齢者の誰もがができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供できる体制のこと。

¹⁸ ネットワークコミュニティ：日常生活圏の各集落が持つ生活機能・特徴を、ソフトとハードの両面においてネットワーク化することで形成される全体としてひとつの力強いコミュニティ。

(2) 誰もが自分らしくいきいきと活躍できる基盤づくり

- 超高齢化社会では、高齢者がいきいきと活躍することが、地域活性化のために欠かせない要因となります。そのため地域サロン¹⁹の充実や老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者が楽しめるまちづくりを推進するなど、高齢者が活躍できる環境づくりを推進します。また、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 手話・点字等の障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進を図ることにより、意思疎通や情報取得がしやすい環境を構築し、障がいのある人もない人もすべての市民が心を通わせ、互いの人格及び個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。
- 障がい者が地域において自立した暮らしを実現できるよう、職場確保と就労定着による雇用促進などを支援します。
- 生活困窮者の自立を促進するため、相談支援体制の充実・強化を図り、必要な情報の提供及び助言等を行い、生活保護に至らないよう早期の支援を行っていきます。また、生活保護世帯に対しては、関係機関と連携し、就労指導の強化、相談・指導体制の充実に努め、自立支援を図ります。

(3) 人権が尊重され多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現

- 市民と行政が一体となり、自主性を尊重する中で学校・地域・家庭・職域その他様々な場を通じて、人権教育・啓発活動を推進します。また、人権擁護施策を積極的に推進することにより、人権意識の高揚に努め、差別をしない、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努め、人権に関する重要問題の解決に向けた「人権尊重社会の実現」を目指します。
- 性別に関わりなく、個性と能力を充分発揮できる地域社会を目指し、学校や職場など地域社会の中で男女共同参画意識の教育・啓発活動、男女の雇用機会均等の確保や平等な労働環境の整備などを進めていきます。加えて、夫婦や恋人間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）や地域社会又は職場におけるストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めます。

¹⁹ 地域サロン：地域住民が担い手となって自主的に運営する、高齢者や障がい者、子育て中の親子などが身近な場所で気軽に集えるような交流の場。見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや社会参加を目的として行われている。

1-2 命と暮らしを守るネットワークの構築

本市は自然災害が比較的少ない地域ですが、災害はいつ、どのような規模で発生するか分かりません。そのため防災力・消防力の維持・向上には不断の努力が必要となります。

また、高齢化が進む中で、交通事故の増加が心配されるなど、救急体制の充実についてのニーズも高まっています。

本市では、防災、消防、救急、感染症等の対策、防犯、交通安全などあらゆる分野において、ネットワークを確立し、人の命と暮らしを守ることに全力を尽くします。

施策方針

(1) 防災力・消防力の向上

- 災害に強いまちづくりを推進するために、豊後高田市地域強靱化計画に基づいたハード・ソフト両面での包括的な防災力の強化を図ります。
- 地域防災計画などに基づき、市民と行政が一体となって、総合的な防災体制の強化等を図ります。そのため、防災訓練、ハザードマップの周知を図るなど、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織²⁰の核となる防災士の育成などにより地域防災力を強化します。
- 被災後の避難生活への対応の準備、復旧・復興への対策及び体制の構築等災害への備えを強化します。
- 消防・救急体制については、消防吏員の訓練などを通じた人材育成、設備更新をはじめ広域連携の強化などにより体制の強化を図ります。

(2) 安全・安心な生活環境の確保

- 防犯・消費者保護・交通安全について、市民、行政、警察などが一体となって防犯・交通安全意識の向上や安全活動に取り組むとともに、保健・医療サービス等の充実や国・県の方針に沿った感染症対策等を図ることにより、子どもから高齢者までが安心して生活できる地域づくりを目指します。

(3) 地域情報化の推進

- 近年では、生活の中で利用するケーブルネットワークなどの情報通信環境の充実も、重要な社会インフラの一つとなっています。本市では、誰もがその利便性を享受できるよう環境整備に努めていきます。
- 防災面における情報通信をはじめ未来技術を活用した地域情報化については、その社会実装の状況を注視しながら本市への導入を検討していきます。

²⁰自主防災組織：自治会などを単位とした地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織。

(4) 社会インフラの整備・充実

- 利便性の高い暮らしを確保しながらも人口減少下における効率的な社会インフラ運営を踏まえた道路や橋などの維持を行います。
- 上下水道は、事業計画に基づき効率的な施設更新による維持管理を実施します。

1-3 人と自然の共生

「山・里・海」など、豊かな自然とこれまでの人の営みが作り出してきた素晴らしい環境や景観は、本市の貴重な財産となっています。これらの素晴らしさを子どもたちに伝え、次世代に残していくために、市民、事業者、行政が一体となって積極的に自然環境の保全に努め、自然との共生により作り上げてきた景観を維持していきます。そして、住みよいまちの実現のために、生活環境の保全にも努めます。

また、地球温暖化の防止につながる省エネルギー・再生可能エネルギー導入の推進、リサイクル活動の推進、ごみの減量化・適正処理などについても一体的に進めていきます。

さらに、「持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、環境教育を推進するとともに、市民、事業者、行政の連携を図ります。

施策方針

(1) 自然環境の保全と環境づくり

- 市民一人ひとりの活動が、素晴らしい自然環境や景観を作り出していくという認識のもと、環境保全活動や清掃活動などの身近な活動を推進します。さらに、ポイ捨てや不法投棄防止対策を強化します。
- 多種多様な生態系の保全に向けて、環境教育や自然体験、植林活動等の推進、生き物に配慮した整備の推進や保安林の保全などの環境づくりなどを行います。

(2) 生活環境の保全

- 生活環境には、大気、水、土壌、騒音、振動、悪臭など多様な要素があります。大気環境については二酸化炭素等の温室効果ガスや窒素酸化物等の有害化学物質の排出抑制に向けて啓発活動や運動等を推進します。水環境については水の有効利用についての啓発や水質汚濁防止に向けた施設整備及び啓発を推進します。また、工場・事業場への有害物質の適正な処理の指導の実施、自動車及び工事等の騒音・振動防止の啓発、日常の家庭生活に起因する悪臭防止の啓発などを推進し、良好な生活環境を保全します。

(3) 資源・エネルギーの保全、有効利用

- 自然環境の保全や衛生的な生活環境の整備に向けて、資源の循環を基本とするリサイクルシステムの構築を進め、ごみの減量化、再資源化に努めます。
- 地球温暖化防止や我が国のエネルギー問題へ対応していくために、省資源・省エネルギーを推奨し、啓発活動や様々な取組みの普及・推進を行います。

(4) 環境教育・連携の推進

- 幼稚園・保育園・学校等、自治会や地域サロン等、市のイベント等様々な機会を通して環境に関する教育を推進します。
- 自然とふれあう場の有効活用や整備を推進するとともに、環境学習やイベント等の情報提供を図り、地域での環境保全活動を推進します。

1-4 行政機能の充実

人口減少社会において各自治体を取り巻く環境は厳しさを増していますが、少子高齢化などにより多様化が進む行政需要に十分に応えられるよう、行政組織機構と人事管理の適正化に努め、効率的に業務を遂行するとともに、時代に即した事務事業の見直しを進め、市民サービスのさらなる充実を図ります。

また、様々な媒体を活用した積極的な広報や自治体間等との広域連携や交流を推進し、行政機能の充実を図ります。

施策方針

(1) 市民視点の行政体制の構築

- これまで以上に市民ニーズに柔軟に対応できるよう、市民視点から利便性を考えた行政組織の配置に努め、時代に適合した行政体制の構築や事務事業の見直しを進めます。

(2) 人材の育成

- 人材育成基本方針に基づき、地域が抱える様々な問題の解決に向け果敢に取り組むことができる人材の育成を目指し、各種研修を通じ能力開発を推進するなど、職員の資質向上に努めます。
- 職員の実績・能力に鑑み、適切な評価を行う人事評価制度の効果的な運用を進め、行政組織の活性化に取り組みます。

(3) 様々な媒体を活用した積極的な広報の推進

- 「伝える」から「伝わる」、「知らせたい」から「知りたい」を基本に、情報を受ける側の立場に立った効果的な情報の発信を図ります。
- 各種広報媒体を場面場面に応じて積極的に活用し、報道機関等への情報提供も含めて、メディアミックス²¹戦略を行いながら、市内外に向け、積極的かつ戦略的なPRに取り組みます。

(4) 広域連携と交流の推進

- 高度救急医療、観光、廃棄物処理、高速道路とのアクセス改善、鉄道等の広域交通ネットワークの整備等、広域的な観点で取り組むことで行政サービスの向上や本市の発展につながる課題については、大分県や近隣自治体と連携して取り組みます。
- 兄弟都市である島原市との交流をはじめ、歴史的・文化的なご縁や、共通の施策でつながる自治体・団体との交流を推進します。その交流で学んだ知識・ノウハウを行政サービスの向上や本市の発展につなげていきます。

²¹メディアミックス：複数のメディアを組み合わせ、各メディア間の補完と相乗効果によって認知度を高める手法。

2. 地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります

2-1 子どもを産み育てやすい環境づくり

子どもを産み育てるということは、若い世代だけの問題ではなく、もちろん女性だけの問題でもありません。少子化が進む今、地域社会が一体となって、地域の未来を担う子どもを育てていくことが必要であり、そのためには行政による総合的な子育て支援に加え、企業によるワーク・ライフ・バランス²²の見直し、家庭における家事負担の見直しなど、社会全体で子どもを産み育てやすい環境を作り上げていく必要があります。

本市では「市の未来を拓くのは子どもである」との認識のもと、これまで、県内でもトップクラスの子育て支援の充実を図ってきました。今後も、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援やステップファミリー²³など多様な家族の在り方を応援するとともに、さらに地域全体で子育てをするという意識の醸成と環境づくりを推進します。

施策方針

(1) 次代を担う子どもを社会全体で育む環境の整備

- 子育て環境の充実を目指し、子育て世帯に対する経済的負担の軽減や保育サービスの充実など、きめ細やかな各種子育て支援施策を推進するとともに、NPO²⁴との連携や企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組みなどを推進し、多様な主体の参画による、地域ぐるみの子育て支援の充実を図ります。
- 社会全体で子どもを守り、育てる環境づくりのため、養育支援や社会的養護の充実、子どもの貧困対策を推進します。

(2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- 本市の将来を担う子どもを育むうえで必要なサポートを、切れ目なく実施するため、婚活関連団体との連携などによる結婚に向けた機運の醸成を図ります。
- 健やかな妊娠と出産を支える支援体制や母子の健康保持の取組み等を強化するとともに、小児科医の常駐による小児医療の充実など、安全で安心な環境で子育てできる体制づくりを行います。

²²ワーク・ライフ・バランス：ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みや環境をつくること。

²³ステップファミリー：再婚などによって、血縁のない親子・兄弟などの関係を含んだ家族のこと。

²⁴ NPO：民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称。医療・福祉、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性支援などのあらゆる分野において営利を目的としない活動を行う民間組織のこと。

2-2 夢を描き実現できる“ぶんごたかだっ子”の育成

ICT²⁵の急速な発達や、グローバル社会²⁶の一層の進展など、子どもたちを取り巻く環境は、大きく変化しています。このような時代の変化に対応し、本市の未来を切り拓く力と意欲を備え、「知・徳・体」の調和の取れた子どもの育成を図ります。これまでの「教育のまちづくり」を基盤とし、本市の豊かな自然・歴史文化に誇りを持ち、夢を描き実現できる“ぶんごたかだっ子”の育成を目指し、教育環境のさらなる充実を図ります。

施策方針

(1) 知・徳・体を総合的に育む学校教育の推進

- 「教育のまち豊後高田」として、知・徳・体を総合的に育む教育内容の創造、校種間連携による連続性のある指導支援、主体的な学びを提供する「学びの21世紀塾」の取組みを実施し、基礎的基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力の育成を図ります。

(2) Society5.0（ソサエティ 5.0）²⁷の社会を生き抜く力の育成

- 幼・小・中学校を通じた読解力・英語力の継続的な向上、ICTを活用した学習活動を通じた情報活用能力の育成、プログラミング教育等を通じた論理的思考力の育成、郷土への深い理解を図る学習を推進し、急速なグローバル化の進展、Society5.0の時代を生き抜く力をもった子どもを育成していきます。

(3) 地域力を活かした安心安全な学校づくりの推進

- 幼稚園・小学校、中学校全校で、コミュニティースクール制度を継続し、学校運営協議会での熟議のもと、教育課題に関する組織的な取組みを進め、地域力を活かした学校づくりを行います。
- 学校支援地域本部や「学びの21世紀塾」の効果的活用など、学校と地域の取組みが相乗効果を上げられるよう施策の展開を図ります。

(4) 「協育」ネットワーク²⁸を活用した学び合いの推進

- 子どもが学ぶ場を学校だけに限るのではなく、地域住民の参画と協働のもと多様な体験や学習の場を提供し、子どもの学びを総合的に応援していきます。

²⁵ ICT：Information and Communication Technology の略称。日本語では「情報通信技術」とされる。インターネットをはじめとした情報通信分野の技術の総称。

²⁶ グローバル社会：社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大している社会のこと。

²⁷ Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。（例えば）ドローンでのモノの運搬、測量、災害救助。AI（人工知能）を搭載したロボットや自動走行車など。

²⁸ 「協育」ネットワーク：学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働（「協育」）を推進するためのネットワークのこと。

2-3 市民総ぐるみの健康なまちづくりの推進

地域が元気であるためには、市民の健康が何よりも大切なことです。本市では、「健康寿命²⁹を延ばして、誰もがいきいきと楽しく過ごせるまち豊後高田」を目指して、各種施策を推進しています。様々な施策を効果的に推進するため、心身の状態に応じた取組みの体系化を図るとともに、乳幼児期から高齢期に至るまでライフステージに応じた健康づくりの支援を行い、市民総ぐるみで健康なまちづくりの推進を図ります。

施策方針

(1) 健康な状態での取組み

- いつまでも健康であり続けるためには、成長期や健康な時から運動を行って習慣付けたり、定期的な健診を受けたり、日頃の食生活に気を付けたりと、様々な取組みを行っていくことが必要です。
- 本市では、そうした取組みに対する環境づくりや啓発活動に取り組み、市民が健康な状態を維持することをサポートします。また、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防等を目的とした各種保健事業を推進します。

(2) 心身が少し衰えた状態での取組み

- 心身が少し衰えた高齢者等の状況把握と支援を行うために、行政、地域包括支援センター、関係機関、地域等が連携した支援体制を構築するとともに、各種予防事業を推進します。

(3) 要介護状態での取組み

- 要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい自立した暮らしを続けることができるよう、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスを提供します。

(4) 社会インフラの整備と利用促進等の推進

- ウォーキングロードや各種運動施設の利用促進等を図るとともに、引き続きインフラ整備を検討していきます。

(5) スポーツの振興

- 個人に応じた運動のきっかけづくりと習慣化の推進、持続的な取組みを支える社会環境の整備を行い、子どもから大人まで誰もがスポーツを楽しめる、活力ある地域をつくりだし、市民の健康づくりやスポーツ振興を推進します。

²⁹ 健康寿命：健康寿命については様々な定義と算定の方法があるが、本計画では「日常生活に制限のない期間の平均」を使用している。

2-4 生涯学習の推進

経済・社会環境の変化に対応していくためには、生涯にわたり学び、学習の活動を続けていくことが大切です。

本市では「教育のまちづくり」を掲げ、子どもの教育に力を注いできましたが、同じく生涯学習についても、平成 24 年度に整備した図書館や公民館を拠点として、市民自らが積極的に学び、地域づくりや新しい文化の発信などに取り組めるよう環境を整備するとともに学習機会の充実を図ってきました。今後も社会の変化を見据えながら、変化に負けず守らなければならない歴史・文化・人権、そして、変化に対応していく必要がある I T リテラシー³⁰・異文化理解など多様な分野での学習機会を提供していきます。

施策方針

(1) 図書館の充実と活用

- 新たに整備した図書館について、本市の学びの拠点とするため、図書館資料の整備・充実、小中学校図書館との連携強化、「学びの 21 世紀塾」市民講座の推進、スタッフ資質向上など総合的なサービス向上を進め、利用者の拡大を図ります。

(2) 生涯学習の推進体制の整備

- 地域づくり、福祉・介護、環境問題、I C T 関連など、日常生活や現代社会の流れに沿った講座を実施し、多様な地域・市民のニーズに応えた生涯学習講座の充実を図ります。
- 生涯学習を担う人材を発掘・育成するための人材バンクの充実とその活発な運用を推進します。

(3) 人権教育の充実

- 学校・地域・家庭・職場など様々な場において、平和で差別のない人権尊重社会が築かれるよう、人権教育、異文化理解の推進を図ります。

³⁰ I T リテラシー：インターネットなどの I C T（情報通信技術）を使いこなす能力のこと。

2-5 文化遺産の継承と芸術文化活動の推進

本市は、千年の歴史が今に息づく多くの文化遺産、また、地域が長きにわたり伝えてきた伝統行事などの多様な民俗文化財を有しています。これら文化遺産の保護・継承に努めるとともに、市民による芸術文化活動の支援を行い、古くからの歴史・文化の継承と新たな文化の創造を推進します。

施策方針

(1) 文化財・伝統文化の継承

- 本市には、国宝「富貴寺大堂」などの六郷満山文化遺産や国の重要文化的景観に選定された「田染荘小崎の農村景観」などの歴史的景観、また、生活に根付いた伝統文化が数多く残っています。これらの保存・継承する取組みを支援することで、本市の有形・無形の文化遺産を大切に保護し、後世に継承していきます。

(2) 芸術文化活動の推進

- 国民文化祭で高まった文化活動の機運を継承しつつ、「草地おどり」「真玉歌舞伎」などの伝統芸能活動を支援するとともに、現代アートやデジタルアート³¹などの芸術文化活動についても、新たな本市の文化を創造し、地域を活性化するものとして支援を行います。
- 市民が優れた文化や芸術、芸能に触れる機会を積極的に提供することで、市民の芸術・文化に親しむ環境づくりを推進します。

³¹ デジタルアート：コンピューターを使ってデジタル形式で芸術作品を作ること。

3. 将来（あす）につながる、活力あふれるまちをつくります

3-1 商工業の振興

商工業は本市の総生産額の過半を占める本市経済の中心的な産業です。

これまで商業では「昭和の町」「玉津プラチナ通り」などの地域特性を活かし、観光や福祉などの分野と連携し、活性化を図ってきました。また、工業では大分北部中核工業団地を中心とした企業誘致や設備投資の誘引などを進めてきたことにより、過去最高水準の生産力・雇用吸引力を持つようになっていきます。

今後も、商工業を本市の重要な産業分野と位置づけ、その発展のために支援・振興策を戦略的に展開していきます。

施策方針

(1) 地域の特性を活かした商業の振興

- 「昭和の町」などの商業の活性化の取組みにより、中心商店街は市民の生活を支える機能に加え、市外からの交流人口を引き付ける役割を担っています。この特性を活かし、さらなるブランド力向上を図ることによる誘客促進や新拠点施設整備による魅力向上、より高齢者に寄り添う商店街づくりなど、商業の振興を市内各経済団体と連携し推進します。
- 地域内での経済循環を高めるため、中小企業振興基本条例に基づく、啓発事業の取組みなどの施策を展開します。さらに、地域内経済の活性化と合わせ、シティプロモーション³²を積極的に推進します。
- 新たな商品開発・サービス開発、新たな販路拡大を進めるために、関東や関西、福岡などで活躍する本市出身者やビジネス出張や観光で訪れる人など本市にゆかりをもつ人などの関係人口と市内の事業者との連携を強化します。

(2) 戦略的・効果的な企業誘致の促進による工業の振興

- 大分北部中核工業団地等への企業誘致が功を奏し、製造業は本市の基幹産業に成長しています。今後も戦略的な企業誘致と設備投資促進対策を行うとともに、ICT関連企業や食品産業など幅広い企業の誘致も積極的に推進します。
- 市内・県内企業の移転等のニーズに対応するため、新たな工業用地の確保を検討します。

³² シティプロモーション：地域住民の愛着度の形成や、地域の売り込み、自治体名の知名度の向上などにより、自らの地域のイメージを高め地域再生や観光振興を行う活動のこと。

3-2 農林水産業の振興

本市の恵まれた自然環境は、農林水産業に豊かな恵みを与えてくれています。本市経済を長く支えている農林水産業は、担い手不足などの問題を抱えていますが、特産品等のブランド化や6次産業化、農商工連携・観光との連携の推進、直売ルートの充実など、多様な手段を用いることで夢のある農林水産業として成長するための振興策を充実させます。

施策方針

(1) 生産力の強化

- 集落営農³³組織の育成・強化や、健康食品原料の産地としての特性を活かした企業との連携により、経営基盤の強化を図ります。
- 新たな白ねぎ団地の造成や施設園芸団地の整備を進めるとともに、担い手への農地集積を推進します。
- 効率的かつ安定的な経営体（中心的経営体含む）の育成を図るとともに、地域の特性に即した農業の振興を推進します。

(2) 地域ブランド力の向上

- 本市の特産品目（豊後高田そば、豊後・米仕上牛、落花生など）・基幹品目（白ねぎ、花き、イチゴなど）について、さらなる生産拡大を図るとともに、これらが広く認知されるよう各種認証制度を活用し、ブランド力の向上を図ります。また、生産から流通・販売に至るまで、一貫した支援を実施します。
- 新たなマーケットへの挑戦として、豊後高田市観光まちづくり株式会社や近隣自治体との連携を図りながら、福岡県をはじめとした都市部での販路拡大や、直売所を活用した新たな販路開拓を推進します。

(3) 6次産業化の推進

- 地域の特産品の付加価値向上のために生産者と地元食品企業・加工業者、大学などが連携する6次産業化の体制づくりを支援すると同時に、実際の商品開発や販路開拓についても支援を行います。
- 観光と連携し、農産物等の地元消費を推進します。

³³集落営農：集落などの地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農地利用あるいは農業生産過程の一部または全部について、共同化・統一化に関する合意のもとに実施する営農形態。

(4) 循環型システムの確立による環境保全型林業の振興

- 世界農業遺産に認定された里山の持つ資源循環型システムを守り、その環境保全型林業を振興するため、椎茸やタケノコなどの生産拡大と担い手の育成を推進します。
- 間伐や再生林による地域材の積極的な利用促進や、野生鳥獣害による農産物被害について対策を徹底するなど、農山村環境の保全を推進します。

(5) 地域特性を活かした水産業の振興

- 農業と同様に担い手不足などの問題を抱える水産業について、水産基盤整備の強化や水産資源の維持等に関する取組みにより、漁業経営の安定化を目指します。
- 地域団体商標³⁴に登録された市特産の岬ガザミの流通拡大とブランド力の強化を目指すとともに、ヒジキ・あおさ・マテ貝などの商品開発や流通体制などについて支援を行い、本市水産物の高付加価値化を図ります。

3-3 新たな就業・雇用の場の創出

人口減少が進む中、就業者数も減少が続いており、企業や農林水産業の現場では人材不足が深刻になっています。一方で、働くことを希望する若者・女性・高齢者・障がい者にとって、希望する職種への就業はなかなか難しいことも事実です。

この雇用者・求職者の間のミスマッチを少しでもなくし、働くことを希望する人が安心して働くことができ、産業も活性化していくために、総合的な支援を実施していきます。

施策方針

(1) 多様な働く場の創出と支援

- 誘致企業、経済団体及びNPO³⁵など関連団体と連携し、女性・高齢者・障がい者をはじめ大学卒業者など様々な方々の「働きたい」という希望を実現させるために、多様な雇用の場の創出・確保や就労・雇用相談の強化などの取組みを推進します。

³⁴地域団体商標：平成18年4月1日に「商標法の一部を改正する法律」が施行され、地域名と商品名からなる商標が、地域ブランド育成の早い段階で商標登録を受けられる地域団体商標制度が創設された。地域の事業者が協力して、地域特産の農水産物などにブランドを付けて生産、販売などを行う場合に、「地域名+商品・役務名」の文字から構成される商標で商標登録することができる。

³⁵ NPO：民間非営利組織（NonProfit Organization）の略称。医療・福祉、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性支援などのあらゆる分野において営利を目的としない活動を行う民間組織のこと。

- 起業に対する初期投資助成やインキュベーション³⁶施設の整備の検討など、市内で新たに起業しようとする方々への支援を推進するとともに、事業承継に向けた体制づくりを推進します。

(2) 重層的な就職支援

- 本市に立地する企業の中には人材確保に悩んでいる企業も少なくないことから、企業と求職者のマッチングのために、工場見学会の開催やインターンシップ³⁷制度の活用を推進するとともに、ふるさとハローワークとの連携を図り、求人情報サイト・情報誌による情報発信などを強化します。
- 市内企業の人材確保のため、市内企業ガイドブックなどの作成により、就職応援企業の情報を提供するとともに、奨学金返済の助成などを行い、移住・定住施策との一体的な推進を図ります。
- 人材育成に悩む企業を対象として、社員のスキルアップに向けた人材育成などを支援します。
- 高校、同窓会、保護者会、移住相談窓口等と連携して、UJI ターン就職を促進します。

(3) 農林水産業の担い手の育成と確保

- 担い手不足が深刻な農林水産業について、後継者や新規就業者に対する支援を実施し、担い手の育成と確保を推進します。
- 農業分野では全国的に企業参入も進んでおり、本市でも地域農業の担い手として意欲的な企業への支援を実施し、地域農業の担い手確保と雇用促進を図ります。

³⁶インキュベーション：英語で「(卵などが) ふ化する」という意味であり、産業振興では、起業家の育成や、新しいビジネスを支援することを「インキュベーション」と呼び、その支援を行う施設を「インキュベーション施設」という。

³⁷ インターンシップ：企業・団体が学生などに一定期間就業体験の機会を提供すること。

4. 人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります

4-1 移住・定住の促進

本市はこれまで、全国に先駆けて、ニーズを捉えた多種多様なきめ細やかな移住・定住促進施策の充実を図り展開してきました。その結果、全国的にも「住みたい田舎」として高い認知度を誇り、多くの方々が定住するなどして、近年では転入者数が転出者数を上回る「社会増」も達成しています。

今後もこの流れを維持、加速させるために、移住・定住の促進に向けた各種支援・受入体制の充実に力を入れていきます。

施策方針

(1) 戦略的なPRの推進

- 移住を検討している人々が、本市の魅力を知り、その移住先の選択肢として本市が第一に挙がるようにするため、多様な広報媒体を駆使して情報発信の強化を図るなど、シティプロモーションを推進します。

(2) 支援体制の整備と充実

- 移住による多様な生き方や暮らし方の希望を実現するため、相談・支援体制を一本化し、受入体制のさらなる強化を図るとともに、ニーズに対応したきめ細やかな支援の充実を図ります。
- 地域への人の流れを作り出すため豊後高田市観光まちづくり株式会社や地域等との協力・連携体制の構築を推進します。

(3) 住環境整備の推進

- 人口減少、少子高齢化が進む中、増加する空き家を移住・定住の受け皿とするための施策展開や、子育て世代・ファミリー層の流入を促進するための住まいの確保など、住環境整備を推進します。
- 市全体の移住・定住の促進のため、都市的インフラなどの整備や市の顔ともいえる中心市街地の活性化に向け新たな魅力を付加させるとともに、都市機能の集積を図り、生活するうえで便利で多機能なまちづくりを推進します。

4-2 心いやす郷づくり

国の重要文化的景観に選定された「田染荘小崎の農村景観」に代表されるように、本市には日本の原風景ともいえる美しい里山の景観が広がっています。また、そこには地域の人々によって守り継がれてきた特有の文化、伝統行事があり、人々の営みが続いています。これらは長い年月を経て、今もなお、訪れる人に「いやし」と「やすらぎ」を与えてくれています。

これは都市部にはない、本市が持つ固有の魅力・強みであり、貴重な財産です。これをさらに磨き上げ、市内外に広く情報発信することにより、都市部との交流を促進し、人と自然との共生による里山の豊かな環境で子育てなどを希望する世代を中心に移住者の受け入れに向けた環境づくりを推進します。

施策方針

(1) 移住者が夢を持って暮らせる心豊かな「心いやす郷づくり」の推進

- 里山の景観を残す地域を核に、夢をもって暮らせる環境づくりを行うため、古き良き日本の田舎の再生と豊かな自然に包まれた生活再興を促進します。また地域振興団体の支援・育成や、人の活動の拠点となる古民家等の再生などにより、交流人口、定住人口の増加を図る取組みを推進します。
- 本市の誇る里山と地域特有の文化・伝統の価値を再認識し、その価値をさらに維持・向上させながら里山などの総合的な再生を推進します。

4-3 観光・ツーリズムの振興

人口減少社会を迎える中、地域の活力を維持し、消費拡大などによる地域経済活性化を図るためには、交流人口の増加を目指す必要があります。本市には、国の名勝や六郷満山文化など他地域にない、本市ならではの「山・里・海・街・温泉・食」などの豊かな自然や歴史文化があります。これら個性ある地域資源のブラッシュアップや地域ごとに魅力を高める整備を行うことで相乗効果を発揮させるとともに、近隣の自治体との連携による点から面への広域的な観光振興を進めることで、通過型から周遊型、さらに、滞在型・着地型観光、ロケツーリズムなども促進し、国内外から本市への人の流れをつくります。

施策方針

(1) 海外誘客（インバウンド³⁸）と国内誘客の推進

- 近年全国的に増加しているインバウンドについて、新たな商材の発掘や関係機関・団体との連携を積極的に行うとともに、SNS等の新たなメディアを活用した情報発信や多言語に対応した受入態勢の整備充実など、誘客に向けた取組みを強化します。国内観光客については、ICTコンテンツ³⁹の活用や本市の強みを活かした体験型観光の充実を図り、さらなる誘客を推進します。
- 県や県内市町村との連携を図るとともに、日本版DMO⁴⁰の組織化に向けた観光誘客推進体制の検討などの観光振興の環境整備を推進します。

(2) 地域特性を活かした観光振興

- 観光地としての魅力を高めるために、観光人材の育成・確保、本市ならではの地域資源の磨き上げによるブランドイメージの確立、観光客が購入したくなるような商品・サービスの開発を推進するとともに、景観の再生や地域資源を活かした「癒し・保養」を目的とした観光やロケツーリズムなど、本市の地域特性を活かした魅力づくりを総合的かつ一体的に推進します。
- 本市を含めた国東半島は、交通量も少なく、変化に富んだ自然景観を楽しめることから、サイクリストに人気のスポットとなる可能性を秘めています。本市では、大分県及び国東半島地域の自治体と連携して、全国的に広がりを見せる「サイクルツーリズム」を推進します。

(3) 文化財などを活用した新たな魅力づくりの推進

- 本市は千年の歴史が息づく六郷満山文化など郷土文化・文化財を多く有しています。これら地域の宝を観光振興に活用するため、新たな魅力づくりを推進します。
- 国東半島芸術祭でのアート作品やデジタルアート等、新たに本市の魅力となっている現代アートを切り口とした誘客促進対策などを推進します。

³⁸ インバウンド：訪日外国人旅行者のこと。外国に旅行する日本人は反対に「アウトバウンド」という。

³⁹ コンテンツ：内容・中身。書籍やインターネット上において提供されている文書・音声・映像などの情報を総称して使用される。

⁴⁰ DMO：Destination Management Organizationの略称。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、インターネット・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について地域が主体となって行う観光地域づくりの推進組織。

